◆後見人の一般的業務内容

財産管理

- 1)預貯金の管理
 - 〇通帳・印鑑の管理 等
 - ※物品の管理については後見実施機関の金庫等で保管
- ②定期的収入の受領、費用の支払い
 - 〇年金等の受領、公共料金の支払い 等
- ③生活費の交付
 - ○食料品等の日常生活用品購入に必要な現金の交付
 - ※本人が買い物をできない場合は、ヘルパー・施設等に現金を預ける
- 4金融機関の手続き
 - 〇後見人に就任したことの届出 等
- ⑤遺産相続等の手続き
- ⑥不動産等の重要財産の管理、処分

専門性が高いため、市民 後見人(後見支援員)の 業務としてはリスクを伴う

身上監護

- ①介護・福祉に関すること
 - 〇施設等の入退所に関する契約の締結・要介護認定及び更新手続き 等
- ②医療に関すること
 - 〇治療・入院・退院・転院等に関しての病院との契約締結、費用の支払い 等 ※医療行為への同意権はなし
- ③住まいに関すること(家賃の支払い等)
 - 〇住居の確保に関する契約の締結、費用の支払い 等
 - ※居所指定権はなし
- 4生きがいに関すること
 - 〇見守り活動、本人の趣味活動の旅行等の手配 等
- ⑤教育に関すること
 - 〇各種手続き、費用の支払い 等
- ⑥市町村等への各種手続き
 - 〇健康保険証、後期高齢者医療、生活保護、税金、転居等の手続き等